

令和6年度 関東農政局入札等監視委員会 第1回定例会議 審議概要

(ホームページ掲載日:2024年8月30日)

開催日及び場所			令和6年6月25日(火) 防災対策室1, 2	
委 員			高山 展保(ジャーナリスト) 柘植 大樹(弁護士) 細田 康弘(公認会計士)	
審 議 対 象 期 間			令和 5年 10月 1日～令和 6年 3月31日	
審 議 対 象 案 件			契約数 319 件 うち、1者応札案件 12件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽 出 案 件			抽出案件 4件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 1.3%) (抽出率 25.%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 ー)	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一 般 競 争		2 件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指 名 競 争	公 募 型 指 名 競 争	該当なし
			工 事 希 望 型 競 争	該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし
		随 意 契 約		該当なし
	業 務	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指 名 競 争	公 募 型 競 争	該当なし
			簡 易 公 募 型 競 争	該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			そ の 他 の 随 意 契 約	該当なし
	物 品・ 役 務 等	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指 名 競 争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし
		随 意 契 約 (そ の 他)		該当なし
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問に対する回答等	① 那珂川沿岸農業水利事業(一期) 赤沢揚水機場ポンプ設備改修工事 ●入札説明書のダウンロードをした内の5者は、自社製作可能な工事の部分が少なく、入札を回避したとのことだが、具体的にはどういうことか。 ●過去に製作した業者が、次の工事の受注においても、ほぼ受注する流れになるのではないのか。 ●今回、入札者の技術者評価が0点だったのはなぜか。 ●1者入札の場合、総合評価で少しの点をとっても、受注する結果は決まることになるのか。 ●受注者の技術者評価は0点であった。評価は余り高くないということか。 ●技術者評価が0点でも、落札できてしまうものなのか。 ●標準点100点、施工体制評価点30点について、下がることはあるのか。 ●採算が合わず、入札に参加しなかった者があるとのことであるが、今回の予定価格はどのように決めたのか。 ●単価について、応札者は知っているものなのか。 ●更新工事の場合、新規業者の参入は難しいのではないのか。	●このポンプは、受注者が過去に製作し納入しており、他者の場合、取り扱いのある協力会社への外注となり、その分マージンをとられ、価格的に不利になってしまうということではないかと推察される。 ●今回の場合、受注者の協力会社で受注できる者があり、他者の場合、その会社の下請けに出すような形にはなるが、1社しか受注できないという条件ではないため、一般競争で行った。 ●今回は工場製作と据付ということで、それぞれ別の技術者が申請されたが、両者とも加算点の対象となる一定要件以上の工事経験などが無かったため、0点評価となっている。 ●1者であれ、複数者であれ、予定価格以内の者がいれば、基本的には受注できる。 ●企業評価は7点が加点されており、技術者はあまり経験のある者ではなかったため、結果的に技術者評価の加算点がなかったもの。 ●当方が求める最低限の技術力というのは、参加資格の要件として確保している。 ●標準点については、基本的に予定価格以内の価格であれば100点。施工体制評価点は、予定価格以内の者に施工体制の内容確認のヒアリングを行い、各者の施工体制、下請けの確保、安全対策等の内容を聞き取った結果として満点で30点がつくというもの。 ●積算基準というものを発注者側で持っており、単価、歩掛についても基本的には国土交通省等と共通の公表単価を使っている。公表単価に足りないものがあつた場合、見積等により単価や歩掛を決定し、予定価格を積算している。 ●歩掛、単価は基本的に公表されているので、参加する者は誰でも知ることができる。 ●既設ポンプを製作した会社が優位となる場合もあるが、特定の者しか受注できない仕様にはならないようにしている。ただし、今回の場合は、部分的な改修でもあり、過去の製作会社が優位になっていたのではないかと推察される。

	意 見・質 問	回 答 等
	② 印旛沼二期農業水利事業 埜原地区水監視設備工事 ●入札説明書のダウンロードをした内の3者は、自社製作が少ない等により採算が合わないため、入札を回避したとのことだが、具体的にはどういうことか。 ●受注者は機器を製作しているのか。それとも購入して設置しているのか。 ●状況を聞いた感じでは、もし同様な工事があれば、この受注者がとってしまうのではないか。 ●例えば、工期を延ばして安くすることはできるのか。 ●既存の設備は受注者が製作したのか。 ●今回1者応札となったのは、偶然だったのか。	●本工事においては、自社製作の場合、期間内での施工が難しいことから、汎用品を購入し設置することを想定した発注としている。その場合、販売会社との関係により、その3者は価格の折り合いがつかなかったのではないかと推察される。 ●受注者も汎用品が前提となっている。受注者は、県内に本社があり、また、過年度に当方や県の工事で同様な工事を受注していることから、現場条件を熟知しており、現場間のやり取りにも慣れたところがあり、比較的優位だったのではないかと推察される。 ●今回、技術者不足により入札を回避した者については、受注者と同じような価格で応札する可能性があるのではないかと推察される。必ずしも、受注者だけになることはない。 ●価格的にも製作するより汎用品が安く、汎用品を前提に工程は検討している。また、翌春の用水使用までに工事を完成させるなどの条件も含め、適切な工期を設定して発注している。 ●受注者は製作していない。 ●価格面の他に技術者確保が他者にとっては入札参加回避の要因となり、結果的に1者応札になったと推察される。
	③ 荒川中部農業水利事業 畑地かんがい推進情報調査検討業務 ●人員が確保できない、技術者が集まらないというのは具体的にどういう人達が集まらないのか。 ●本業務について、業務の内容として基準が公表され、価格計算が可能なものなのか。 ●受注者は、普段から農政局と付き合いがあるのか。	●本業務で求めている予定管理技術者の資格は、入札説明書に示す要件を満たしていれば問題ないが、各者とも多くの技術者を抱えており、その中で畑地かんがい専門に行っている技術者は比較的少なく、多くの技術者は他分野の専門知識も有していることから、他の発注機関の業務受注により本業務への技術者を確保できなくなるなど、畑地かんがいに精通した技術者が確保できない等の理由により入札を断念した者が多いと推察される。 ●人件費について、他省庁と共通の技術者単価を使用しており公表されている。また、作業項目ごとに必要な歩掛人数も公表しており、積算は精緻にできる状態である。 ●同者は、畑地かんがいの技術知識を豊富に持っており、国としても知見を得る機会はある。

	意 見・質 問	回 答 等
	●農政局の案件に関して、この受注者はかなりの件数を受注しているのか。 ●2者が回避したというのは、この業務はうまみがないものなのか。	●多く受注している実績はない。 ●業務の規模に関わらず技術者を一人配置するという点では、受注者としては、金額規模の大きい案件を優先して受注したいという思いがあることは推察される。
	④ 令和5年度三方原用水二期農業水利事業 広報企画検討業務 ●応札者2者のうち、落札者以外の者は、この種の業務の実績はあるのか。 ●技術点が低くとも価格が安ければ採用されるということか。 ●実績作りのため価格を抑えた入札をしたのではないかと推察しているようであるが、相当無理をしているのではないか。業務の内容は確認しているのか。 ●低い入札額で受注した者が、実際には業務ができなかった等を防ぐため、排除するシステムなどは考えないのか。 ●小規模であれば、安くても問題にならないとの判断なのか。下限があった方が良い気がするのだが。	●登録もされており実績はある。 ●そのとおり。 ●確認した結果、仕様を満足する成果品であったことを確認している。 ●資格を狭めすぎた場合、入って来る業者が限られてしまう。あまり広げず、あまり狭めずというところがよいのではないかとと思われる。 ●過去は基本的に価格競争だけだったものが、格 要件確認や提案させるなど、入札方式の見直しの 結果として総合評価で発注し、成果として発注者 側でキープできているという結果になっている のではないかと考えられる。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 なし。 [これに対し部局長が講じた措置の内容]		

事務局：関東農政局総務部総務課

（注）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。